

## 厚木市私立幼稚園長時間預かり保育等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て支援の充実を図るため、本市に住所を有する児童が在籍する私立幼稚園が行う長時間預かり保育及び3歳未満の児童(以下「3歳未満児」という。)の保育に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、厚木市補助金等交付規則(昭和45年厚木市規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立幼稚園 学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条第1項第3号に規定する私立の幼稚園をいう。
- (2) 長時間預かり保育 私立幼稚園を11時間以上開園し、通常の教育時間の前後、長期休業期間中等に当該私立幼稚園の園児のうち希望者を対象に行う教育活動をいう。
- (3) 長時間預かり保育等 長時間預かり保育及び3歳未満児の保育の両方又はいずれかをいう。
- (4) 長期休業期間 私立幼稚園が就業規則等で定める休業日で、次に掲げる日以外の日をいう。
  - ア 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
  - イ 12月29日から翌年の1月3日までの日(アに掲げる日を除く。)
  - ウ 事前に保護者の承諾を得た日

(交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象は、次の各号のいずれにも該当する長時間預かり保育等を実施する私立幼稚園とする。

- (1) 事業開始後一定期間内に、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第2項の規定による認定を受けた幼保連携施設(以下「幼保連携型認定こども園」という。)又は同条第1項の規定による認定を受けた幼稚園(以下「幼稚園型認定こども園」という。)に移行すること(本事業において3歳未満児を受け入れる場合にあつては、幼稚園として子ども・子育て支援新制度に移行した上で併せて小規模保育事業を実施することを含む。)に関する計画(以下「認定こども園化移行等計画」という。)を策定していること。
- (2) 職員配置は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第33条第2項の規定に準じ、本事業の対象とする児童の年齢

及び人数に応じて、当該児童の処遇を行う者（以下「教育・保育従事者」という。）を2人以上配置することとし、そのうち、3歳未満児の教育・保育従事者の2分の1以上は保育士とし、3歳以上の教育・保育従事者の2分の1以上は幼稚園教諭又は保育士とすること。この場合において、幼稚園教諭又は保育士以外の教育・保育従事者は、次のいずれかの研修を修了した者（イに掲げる研修については、令和2年3月31日までにこれを修了し、かつ、子育ての知識、経験及び熱意を有する者に限る。）とする。

ア 子育て支援員研修事業の実施について（平成27年5月21日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙子育て支援員研修事業実施要綱の5（3）アに定める基本研修及び同要綱5（3）イ（イ）に定める一時預かり事業又は地域型保育の専門研修

イ 家庭的保育事業の実施について（平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙家庭的保育事業ガイドラインの別添1の1に定める基礎研修と同等の研修

(3) 設備基準は、認定こども園化移行等計画の期間内に、幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園として必要な基準（幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の整備及び運営に関する基準（平成26年7月31日内閣府・文部科学省・厚生労働告示第2号）及び認定こども園の要件を定める条例（平成18年神奈川県条例第65号）に定める基準（以下これらを「必要基準」という。）を満たすこと。

(4) 土曜日（土曜日共同保育の活用により他の施設において受入体制が確保される日を除く。）及び幼稚園の長期休業期間において、原則として、対象となる児童の長時間預かり保育等を実施すること。ただし、地域の実情により、土曜日に長時間預かり保育等を実施しないことができる。

(5) 1日の開園時間は、通常の教育時間を含め、11時間以上とすること。ただし、地域の実情により、9時間から10時間程度の開園とすることができる。

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、私立幼稚園が実施する長時間預かり保育等に要する経費とし、補助金の額は、当該経費の範囲内で、別表左欄に掲げる対象児童の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める額（以下「基準補助金額」という。）に当該年度に当該私立幼稚園の長時間預かり保育等を利用する本市に住所を有する児童の数を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、月の途中に入園し、又は退園した児童に係る補助金の額は、月の途中に入園した児童にあっては当該児童が入園した日から

当該日の属する月の末日までの開園日数（開園日数が26日以上ときは、これを25日とする。以下この項において同じ。）に、退園した児童にあっては当該児童が退園した日の属する月の初日から当該日の前日までの開園日数に、基準補助金額を乗じて得た額を25で除して得た額とする。この場合において、当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする私立幼稚園の設置者（以下「設置者」という。）は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 認定こども園移行計画書の写し又は移行計画書に記載した移行予定時期に変更がないことを確認する書類の写し
- (4) 対象児童の状況が分かる書類
- (5) 長時間預かり保育等に係る教育・保育従事者の状況が分かる書類
- (6) 幼稚園教諭又は保育士にあっては、幼稚園教諭免許又は保育士の資格を証する書類の写し
- (7) 幼稚園教諭又は保育士以外の教育・保育従事者にあっては、第3条第2号ア又はイの研修を修了したことを証する書類の写し

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査の上、補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金等交付決定通知書によりその旨を設置者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 設置者は、前条の規定による交付決定を受けた場合において、事業計画を遂行することが困難となったときは、その旨を記載した書面を市長に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（事業の計画変更）

第8条 補助金の交付決定を受けた設置者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）の計画を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書に変更の内容が分かる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の減額のみを伴う変更（事業内容の著しい変更を除く。）については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定により申請があった場合において、審査の上、適当と認めるときは、事業計画変更承認通知書によりその旨を交付決定者に通知する

ものとする。

(変更の届出)

第9条 交付決定者は、私立幼稚園の所在地若しくは名称又は設置者の住所若しくは氏名に変更があったときは、その旨を文書により速やかに市長に届け出るものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、当該事業が完了したときは、事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、その事業の完了の日から10日以内の日又は交付決定者を受けた日の属する年度の3月末日のうちいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 対象児童の預かり保育の利用状況等が分かる書類

(4) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。)30条の4第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもで同法30条の5第1項に規定する認定を受けていない利用者にあつては、就労証明書その他子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「内閣府令」という。)に規定する場合に該当することを証する書類

(5) 長時間預かり保育等に係る教育・保育従事者の状況が分かる書類

(6) 月別の補助金額の算出の内訳が分かる書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定するものとする。この場合において、第7条の規定による交付決定額(第9条の規定により変更の承認を受けた場合は、その額)と確定額が相違するときは、速やかに交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、交付決定者が、当該補助金の交付の決定を受けてから5年以内に、幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園として必要基準を満たさないこととなったときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、設置者が偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(立入検査等)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、報告を求め、指導又は助言をすることができるほか、立入検査等を実施することができる。

(書類の整備等)

第14条 交付決定者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、及び保管するものとする。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業が完了した日の属する市の会計年度の翌年度から10年間保存するものとする。

附 則

この要綱は、平成26年7月10日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年9月4日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年1月13日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

#### 別表（第4条関係）

対象児童	補助金額（1人当たりの月額）
0歳児	107,000円
1歳児及び2歳児	57,000円
3歳児	11,000円
4歳児以上	9,000円

#### 備考

- 1 対象児童の区分は、当該年度の初日の前日における満年齢で決定し、当該年度内は同一区分の児童とみなす。
- 2 満3歳児として私学助成（一般補助）の対象となる園児については、年度内において46,000円、満3歳児として1号（特例含む。）の施設型給付費の対象としている園児については、対象となった時点から46,000円とする。
- 3 補助金の対象となる児童は、本市に住所を有し、内閣府令第1条及び厚木市保育の必要性の認定に関する規則（平成26年厚木市規則第36号）に掲げる基準に該当する保育の必要性の認定を受けた児童と同等の事由に該当する者とする。